

※大会名称、シーズンスケジュールにおける期日などの修正は省略する

※項目の追加・削除などによる章番号、節番号、条番号、項目番号、号番号のみ変更の記載は省略する

旧 (2024-25)	新 (2025-26)	備考
<b>第4条 (DIVISION 1大会概要)</b> 順位決定方法  順位は、 ①勝ち点、 ②勝利数、 ③①および②が同数であったチーム間の試合での勝ち点、 ④①、②および③が同数であったチーム間の試合での得失点差、 ⑤全試合の得失点差、 ⑥当該チーム間の試合でのトライ数、 ⑦全試合でのトライ数、 ⑧当該チーム間の試合でのトライ後のゴール数、 ⑨全試合でのトライ後のゴール数、 ⑩抽選、によって決定する（①が同数の場合に②によって決定するものとし、以降も同様とする。）。	<b>第4条 (DIVISION 1大会概要)</b> 順位決定方法  順位は、以下に基準に従って決定する（①が同数の場合に②によって決定するものとし、以降も同様とする。）。 ① 勝ち点 ② 勝利数 ③ ①および②が同数であったチーム間の試合での勝ち点 ④ ①、②および③が同数であったチーム間の試合での勝利数 ⑤ ①から④が同数であったチーム間の試合での得失点差 ⑥ 全試合の得失点差 ⑦ 当該チーム間の試合でのトライ（ペナルティトライを含む）の合計数 ⑧ 全試合でのトライ（ペナルティトライを含む）の合計数 ⑨ 抽選 ただし、③④⑤⑦に関しては、3チーム以上で当該チーム間の対戦試合数が同一でない場合は、当該項目の1試合平均値により決定するものとする。1試合平均値とは、当該項目の合計値を、当該チーム間での対戦試合数で除した値とする。	・3チーム以上で勝ち点・勝利数が並び、かつ、③において当該チーム間の対戦試合数が同一でない場合という状況が発生しえること ・平均の算出方法が不明確であること ・ペナルティトライの扱いが不明確であること  上記理由により規定を変更。
<b>第31条 (マッチコミッショナー)</b> (1) マッチコミッショナーは、規約第25条第4項に基づき、JRLOから日本協会への委託に基づき派遣される。 (2) マッチコミッショナーは、以下の職務を委嘱され、指定された公式試合において、中立の立場で大会・競技運営全般を統括する。 ・JRLOを代表し、大会全体が円滑に遂行されているか管理・監督を行う義務を負う。 ・問題が発生した際に、中立の立場で解決に努めると共に、JRLOへの報告の義務を負う。 ・大会運営全般に関する報告書を作成し、JRLOへ提出する義務を負う。 ・マッチマネージャーとコミュニケーションを図り、事前に情報確認、調整を行なう。 (3) マッチコミッショナーの具体的業務は、「マッチコミッショナーマニュアル」に別途定める。 (4) 試合終了後24時間以内に、JRLO所定の書式に則り「マッチコミッショナーレポート書」を提出する。 (5) 試合の中断、または競技中の悪質な違反による退場等の重大な事象が発生した場合、JRLO所定の書式に則り「マッチコミッショナーリポート書」をすみやかに提出する。 (6) 規律委員会およびジュディシアルパネルより出席を求められた場合、これに出席し報告する。 (7) 主管者は、グラウンドおよび観客席の全体を見渡すことができる場所にマッチコミッショナー席を設置しなければならない。 (8) 第1項に定めるマッチコミッショナーの派遣に伴いJRLOが日本協会に支払う手当その他諸費用は、別途JRLOおよび日本協会が定める。	<b>第31条 (マッチコミッショナー)</b> (1) マッチコミッショナーは、規約第25条第4項に基づき、JRLOから日本協会への委託に基づき派遣される。 (2) マッチコミッショナーは、以下の職務を委嘱され、指定された公式試合において、中立の立場で大会・競技運営全般を統括する。 ・JRLOを代表し、大会全体が円滑に遂行されているか管理・監督を行う義務を負う。 ・問題が発生した際に、中立の立場で解決に努めると共に、JRLOへの報告の義務を負う。 ・大会運営全般に関する報告書を作成し、JRLOへ提出する義務を負う。 ・マッチマネージャーとコミュニケーションを図り、事前に情報確認、調整を行なう。 (3) マッチコミッショナーの具体的業務は、「マッチコミッショナーマニュアル」に別途定める。 (4) <b>マッチコミッショナーは、試合終了後24時間以内に、JRLO所定の書式に則り「マッチコミッショナーレポート書」を提出する。</b> (5) <b>マッチコミッショナーは、試合の中断、または競技中の悪質な違反による退場等の重大な事象が発生した場合、JRLO所定の書式に則り「マッチコミッショナーリポート書」をすみやかに提出する。</b> (6) <b>マッチコミッショナーは、規律委員会およびジュディシアルパネルより意見を求められた場合、これに回答し、またヒアリングへの出席を求められた場合、これに出席し報告する。</b> (7) 主管者は、グラウンドおよび観客席の全体を見渡すことができる場所にマッチコミッショナー席を設置しなければならない。 (8) 第1項に定めるマッチコミッショナーの派遣に伴いJRLOが日本協会に支払う手当その他諸費用は、別途JRLOおよび日本協会が定める。	・(4) (5) (6)について、主語を明確にするため「マッチコミッショナーは、」を追記 ・(6)について、実態に即したかたちで記載変更
<b>第40条 (入場料の払い戻し)</b> (2) 入場料の払い戻しに係る手数料は、理事会が決定する帰賀性の帰属に基づき、以下各号の通り負担する。 ①試合の開催不能、中止または瑕疵がある、いずれかのチームの責に帰す場合：帰賀性のあるチームが負担する ②試合の開催不能、中止または瑕疵がある、両方のチームの責に帰す場合：両方のチームが折半して負担する ③試合の開催不能、中止または瑕疵がある、いずれのチームの責にも帰さない場合：JRLOが負担する	<b>第40条 (入場料の払い戻し)</b> (2) 入場料の払い戻しに係る手数料は、理事会が決定する帰賀性の帰属に基づき、以下各号の通り負担する。 ①試合の開催不能、中止または瑕疵がある、いずれかのチームの責に帰す場合：帰賀性のあるチームが負担する ②試合の開催不能、中止または瑕疵がある、両方のチームの責に帰す場合：両方のチームが折半して負担する ③試合の開催不能、中止または瑕疵がある、いずれのチームの責にも帰さない場合： <b>主管者が負担する</b>	第39条 (1)との平仄合わせによる変更。
<b>第58条 (48時間前エントリーメンバーの変更)</b> (1) 48時間前エントリーメンバーの変更は、負傷または急病等やむを得ない事情があり、かつ、主審およびマッチコミッショナーの承認を得た場合に限り認められる。 (2) 前項における変更の事由が負傷または急病の場合は、JRLOが定める「医学的診断書」を提出し、承認を得なければならない (3) 変更手続きの詳細は別途定める。	<b>第58条 (48時間前エントリーメンバーの変更)</b> (1) <b>48時間前エントリーメンバーの変更は、次のいずれかに該当し、かつ、JRLOの承認を得た場合に限り認められる。</b> ① 負傷または急病 ② 人道的な理由、家族に関わる緊急かつやむを得ないと判断される事情 例：配偶者やパートナーの出産、忌引き、家族・親族の重篤な疾病や事故など。 (2) <b>前項第1号および第2号に該当する場合は、リーグが定める様式による診断書または理由書を提出すること。</b> (3) <b>変更手続きの詳細は別途定める。</b>	現行運用を明文化し実施要項内に記載。
<b>第59条 (当日試合エントリー)</b> ... (6) ブレマッチミーティングでの最終確認後のメンバー変更は、原則認められない。ただし、例外としてウォーミングアップ時のメンバーの負傷など不可抗力による事由の場合は、メディカルマネージャーの助言を受け、マッチコミッショナーが変更可否を決定する。	<b>第59条 (当日試合エントリー)</b> ... (6) <b>ブレマッチミーティングでの最終確認後のメンバー変更は、原則認められない。ただし、例外として以下の場合には変更を認めることができる。</b> ① ウォーミングアップ時のメンバーの負傷など不可抗力による事由の場合、メディカルマネージャーの助言を受け、マッチコミッショナーが変更可否を決定する。 ② 第58条第1項第2号に定める「人道的な理由、家族に関わる緊急かつやむを得ないと判断される事情」に該当し、マッチコミッショナーが変更を認めた場合は、第58条第2項の規定を準用し、理由書等を提出するものとする。 ③ 変更手続きの詳細は別途定める。	実態に即したかたちで記載。また、第58条との平仄合わせのために記載を一部変更。